

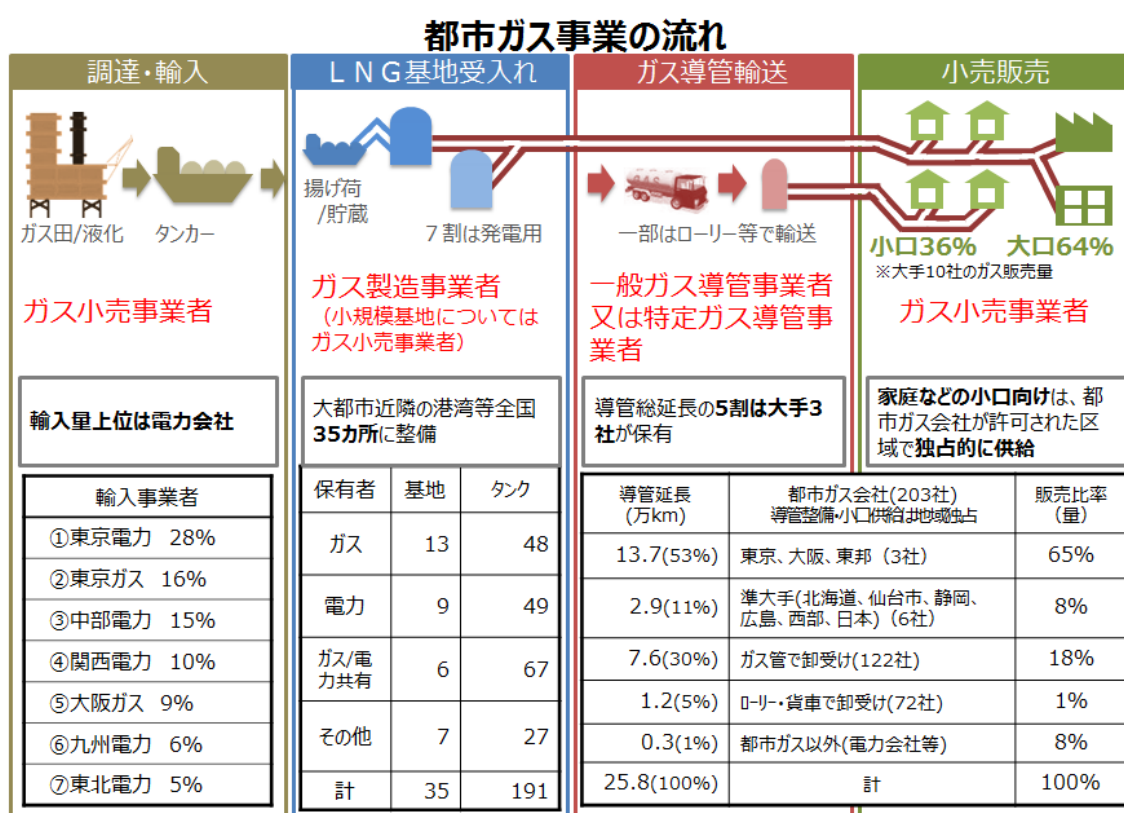
# 經濟産業省 説明資料

# 1 ガス事業生産動態統計調査の計画変更

## (2) 調査対象の範囲

a 改正法で規定されている「ガス小売事業者」、「一般ガス導管事業者」、「特定ガス導管事業者」及び「ガス製造事業者」とは、どのような事業者か。(001)

下図の赤字に記載したものが、都市ガス事業の流れにおいて各事業類型のガス事業者が営む事業である。赤字に記載した部分以外は、現行制度における状態を記載している。



- ・ ガス製造事業 : 自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が一定の要件に該当するものをいう。
- ・ ガス小売事業 : 小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）をいう。
- ・ 一般ガス導管事業 : 自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及

び一定の要件に該当する導管により供給するものを除く。)をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要(ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。)に応ずるガスの供給を保障するための小売供給を行う事業(ガス製造事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

- ・ 特定ガス導管事業： 自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業(ガス製造事業に該当する部分及び一定の要件に該当する導管により供給するものを除く。)をいう。

**b 「ガス製造事業者」を、本調査の調査対象の範囲から除外している理由は何か。** (002)

ガスの原料の調達を行うのは、ガス小売事業者である。このため、便宜上、ガス小売事業者が調査票の原料欄及び生産欄を記入するのが適切。

したがって、ガス製造事業者に記入させる調査項目はない。

今後、自由化が浸透する中で、本統計調査として調査すべき項目が発生した場合は、統計法（平成19年律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けた後に、調査を行う。

**c ガス事業法の改正前後の事業者区分と調査票の対応関係はどのように変更されるか。** (003)

ガス事業法の改正前後の事業者区分と調査票の対応関係は、以下の表のとおり。

現行	調査票様式	法改正後
一般ガス事業者	様式1-1、1-2	ガス小売事業者 (特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)
大口ガス事業者		一般ガス導管事業者
ガス導管事業者		特定ガス導管事業者
簡易ガス事業者	様式2	ガス小売事業者 (特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。)

**d 様式1-1及び様式1-2について、調査票のどの部分を、どの事業者が記載することになるのか、調査票に明示する形で示されたい。** (004)

次ページのとおり。



○この調査は、統計法（平成十六年法律第五十三号）に基づき、運輸株式会社、調査対象の事業者が報告の義務を負います。  
 ○この調査は、統計法（平成十六年法律第五十三号）に基づき、運輸株式会社、調査対象の事業者が報告の義務を負います。  
 ○この調査は、統計法（平成十六年法律第五十三号）に基づき、運輸株式会社、調査対象の事業者が報告の義務を負います。

秘

様式1-2  
 <四半期>

基幹統計（ガス事業生産動態統計）  
**ガス事業生産動態統計調査票 <四半期>**



政府統計

事業者コード  
 平成 年 月分

Ⅰ 原料 (単位:千円)

液化天然ガス	液化石油ガス	その他 (種別: )
受海外金額		
受国内金額		

Ⅱ 製品ガス購入・販売 (単位:千円)

地区	金額		
	家庭用	商業用	工業用
北海道			
東北			
関東			
中部・北陸			
近畿			
中国			
四国			
九州・沖縄			
その他			

Ⅲ 配送供給 (単位:千円)

金額	自己託送	連絡託送
小売託送		

事業者名 (事業者名)	役職:
報告義務者名	氏名:
所在地等 (〒 )	電話番号:
記入担当者名 所属:	メールアドレス:

経済産業省

e 調査票をガス事業者の種別で分けた方が、報告者にとって回答が容易ではないか。(005)

現在の一般ガス事業者につき、ガス事業法改正後、大半が、「ガス小売事業」・「ガス導管事業」の双方を同一の会社で営むことが予想される。

したがって、事業類型ごとに調査票を分けると、同一の会社で、小売事業分・導管事業分を別々に記入することとなり、報告者の混乱・負担増のおそれがある。

また、労務（従業者数）につき、ガス小売事業・ガス導管事業双方の業務を行う従業者も多く、各調査票で、それぞれ記載することは適当でない。

f 今回の法改正により、新規参入した事業者に対しては、どのようなタイミングで、調査対象に組み込んでいくのか。また、新規参入者にとって、現行の調査票で問題はないか。(006)

現行どおり、事業開始月から対象となる。調査項目は、ガス事業を営む上で把握されていると想定される事項であり、新規参入者であっても、従来の事業者と事業内容に大きな変化は想定されないことから、現行の調査票で問題ない。

### (3) 調査事項の変更

#### 【①～④関係】

a 今回、新たに地区別に実態を把握することになっているが、報告者が回答可能かどうか、検証は行っているか。(007)

事業者が把握している情報であり、本調査のために特に新たな負担を課すものではない。また、本調査事項の見直しに当たっては、関係者とも事前に調整を行っている。

#### 【①～④関係】

b 設定されている地区別区分には、どのような都道府県が含まれるのか。また、その範囲は、利活用目的や関連する他の統計調査との整合性という観点からみて、適当か。(008)

地方別区分は、下表のとおり、地方経済産業局の管轄区分ごとで設定している。

地区区分	含まれる都道府県
北海道	北海道
東北	宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県
関東	東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県
中部・北陸	愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県
近畿	大阪府、京都府、滋賀県、福井県、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国・四国 <sup>(※)</sup>	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(※) 中国・四国については、事業者が少ないことにより数値が秘匿情報となり公表できなくなることを避けるため、集計表では統合している。ただし、新調査票では、中国と四国は項目を分けている(九州・沖縄は調査票でも統合)。

ガス事業法は地方経済産業局に行政委任していること等から、集計表は、行政の実施に当たって必要となる各地方経済産業局の管轄区分ごとに集計している。

また、従前より各地方経済産業局の管轄区分による集計表を作成しており、集計表のデータの連続性にも配慮するため引き続き同様としたい。



【①～④関係】

c 新たに、地区別に実態を把握することによる報告者の記入負担の増加について、何らかの配慮はなされているか。(009)

地区別での製品ガス販売量・金額・調定数は、事業者が把握している情報であり、本調査のために特に新たな負担を課すものではない。

また、本調査事項の見直しに当たっては、関係者とも事前に調整を行っている。

【①～④関係】

d 調査事項の変更について、報告者に対して、どのように周知を行うのか。(当該変更に関する十分な周知・説明を計画しているのか。)(010)

調査事項の変更については、業界団体と十分に調整を行っている。

加えて、本統計調査の変更により、当省の省令<sup>(※1)</sup>及び告示<sup>(※2)</sup>を改正する必要があるので、行政手続法に基づくパブリックコメント(平成29年1月頃)を行う際に、そのURLを業界団体及び地方経済産業局を通じて報告義務者に周知する予定。

省令及び告示が交付された後に新規事業者となった場合は、本省若しくは地方経済産業局を通じて新規事業者へ記入要領及び調査票を郵送することを考えている。

(※1) ガス事業生産動態統計調査規則(昭和26年3月31日 総理府令第11号)

(※2) ガス事業者生産動態調査統計の調査用紙の様式等を定める件(平成18年3月31日経済産業省告示第72号)

### 【③関係】

a 取付数は総数のみの把握となる一方で、調定数については、これまでの用途別に加えて、地区別にも報告を求めることとしているのはなぜか。(011)

#### ○ 取付数を総数のみの把握とした理由

ガス事業者はガスの生産・導管の維持管理・販売を一つの事業類型で行っていたが、改正ガス事業法の施行後は、事業類型ごとにライセンスが違うものとなる。これに伴い、導管及びメーターの維持管理を行うのはガス導管事業者の役割となるが、販売を行うのはガス小売事業者の役割となる。

これにより、最終需要家との接点はガス小売事業者が持つことになる一方で、ガス導管事業者は最終需要家との接点なくなる。つまり、自身の導管を流れたガスが何用として使われたかは把握することはできない。

したがって、ガス導管事業者はメーター取付数を用途別に把握することができなくなるため、取付数は総数のみを記入する調査項目に変更した。

#### ○ 調定数を用途別に加えて、地区別にも報告を求めることとした理由

現行では、事業者の所在地に応じて地区別の集計表を作成している。

しかし、ガスの小売全面自由化後は、ガス販売地域の制限が無くなり、事業者の所在地と調定者のいる区域が一致しない可能性がある。

例えば、ある地域のガス小売事業者が、他地域でもガス小売事業を営む場合、事業者の所在地の地域区分で、調定数が計上されることとなる。このため、集計表が、実態を伴わないおそれがある。

このような中、地区別での集計を可能とするため、報告を受ける「調定数」につき、予め、地区別に細分化する必要がある。

なお、地区別の集計表は、各地域で動向を把握する地方経済産業局等において利活用されている他、ガス事業者が小売全面自由化後においてもガス事業の実態を引き続き把握することが可能となり、意義があるものとする。

### 【③関係】

b 調査票様式1-1では、「需要家メーター数」を「メーター取付数」に変更することとしているが、同じ調査項目がある様式2において同様の変更が不要としている理由は何か。(012)

様式1-1のものは、取付数と調定数の項目を分離することに伴い、便宜的に、表題の表現ぶりを修正したものである。

なお、様式2（旧簡易ガス事業）については事業内容について変更が全くなく、ガス小売事業者は取付数と調定数の両方を回答することが引き続き可能なため、調査事項は変更しないこととしている。

したがって、「取付数」と「調定数」を1つの項目で示す「需要家メーター数」という表題の変更は必要ない。

### 【③関係】

c ガスの小売自由化によって、「調定数」を毎月記入することが困難となった場合、どのような対応を計画しているのか。また、調査結果の利活用という観点から、支障はないか。(013)

小売全面自由化後に現れるサービス形態を予測し、これらを全て反映した調査項目を設けることは困難である。

ただし、小売全面自由化の直後からガス事業の経営形態が従来から大きく変化することは想定し難く、本調査で実態の正確な把握が困難となり、利活用に影響を及ぼすことは想定されない。

小売全面自由化後の状況を鑑みながら、必要に応じて記入要領の解釈運用の工夫による対応を行い、新しい契約形態の出現と定着により本統計調査と実態とで齟齬が生じてきた場合においては、統計法第11条第1項に基づく承認を受けた上で調査内容の変更を行う。

#### (4) 調査事項の削除

##### 【①～③関係】

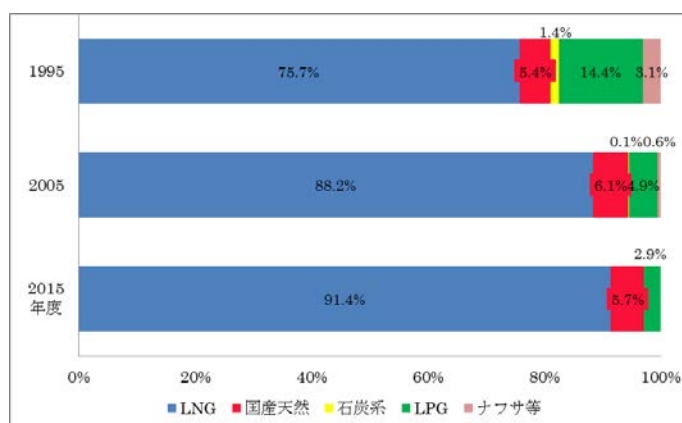
a 回答の実績が少なくなっている背景事情は何か。また、これまで削除を行っていない理由は何か。 (014)

都市ガス業界は、「IGF21 計画」(平成2年に資源エネルギー庁が提案した「INTEGRATED GAS FAMILY 21 計画」)を受けて日本ガス協会および日本石油ガス機器工業会が2010年を目途に、都市ガスのグループを天然ガスを中心とした高カロリーガスグループ(13A、12A)へ統一することを目的に策定した計画。)に基づき、石炭・石油等を原料とする低カロリーガスから天然ガス等を原料とする高カロリーガス(37.674MJ(9,000kcal)/m<sup>3</sup>以上)への転換を推進してきた。

また、都市ガス業界においては、都市ガス原料であるナフサ(揮発油)の貯蔵時の揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制のための自主計画を2005年、当省に提出し、業界として取り組んだ結果、近年は揮発油の実績がなくなった。

このように、ガスの原料は、以前は、揮発油や石炭ガスが使用されていたが、近年は、環境負荷や高カロリー化の関係から、天然ガス(LNG含む)や液化石油ガスに取って替わっている。このような状況から、今後設備を設置し直して揮発油や石炭ガス等が、ガスの原料として用いられる可能性は極めて低いものとする。以下の図が参考となる。

(参考) 都市ガス原料内訳(割合)の推移



(出典) ガス事業生産動態統計調査から日本ガス協会作成

また、「その他」の欄を2つ設けていたのは、事業者が「その他」に該当する原料を2つ使用する場合を想定したものであったが、過去10年間に亘り実績がなかったため、この機会に併せて削除することとした。

### 【①～③関係】

**b 本調査事項を削除することによる利活用上の支障はないか。 (015)**

削除した殆どの項目は、近年のガス事業の変化で実績がなくなってきたものや、過去10年間実績がないものである。このため、利用者の利便性を損なうことはない。

また、実態がない調査項目を調査票に残すことは、報告義務者の記入の利便性を損なうおそれもある。

「その他」で引き続き把握できるようにしており、実態把握上、問題はない

### 【④関係】

**・ 本調査事項は、どのような目的で設けられていたものか。削除に伴う利活用上の支障はないか。 (016)**

「消費電力量」の項目は、「ガスの製造に要した製造設備等の動力用に消費した電力量」を記入するものであり、ガス事業者が消費した電力量の中で当該要件に合致する箇所の消費電力量のみ抜き出されたもの。(例：LNG タンクや気化装置を動かすための消費電力量)

これまでは、ガスの製造に伴う電力消費量を把握するために調査されてきたが、電力消費量の把握をすることは、現在においては必ずしも不可欠なものではない。

なお、産業連関表（基本表）の作成において「消費電力量」が都市ガスの投入額推計に用いられていたことが判明したが、担当部署に照会したところ、他統計等のデータから代替推計することも可能との回答があった。

これらを踏まえ、「消費電力量」の調査項目は削除する。

## (5) 集計事項

**a 既存の集計表から、集計内容に実質的な変更はあるか。** (017)

現在の集計表の形式を元にしながら、調査票の調査項目の変更を集計事項に反映させるものであり、集計方法や形式を実質的に変更するものではない。

**b 集計事項の変更に伴い、時系列データの接続は、どの程度確保されているか。** (018)

「揮発油」や「石炭ガス」等については調査項目を削除したため集計事項を変更しているが、今後とも時系列データを必要に応じて全て接続できるよう、データの継続性に配慮する。

**c 今回、変更する内容以外に、過去の特別集計や二次的利用の実績からみて、集計事項を追加する余地はないか。** (019)

これまで、利用者からの新たな集計表の作成に係る要望もなく、過去に特別集計を行った実績もないことから、現在の集計事項で利用者ニーズには、対応できているものと考えている。

(6) 公表の方法及び公表の期日

a 定期刊行物の作成部数、配布先等はどのようになっているか。 (020)

配布部数は合計 50 部、配布先は官公庁であり、経済産業省、総務省、内閣府、財務省、農林水産省等である。

b 定期刊行物の廃止によって、統計利用者の利便性を損なうおそれはないか。また、定期刊行物以外の形態によって、紙媒体による公表を行う必要はないか。 (021)

定期刊行物の配布先は官公庁のみであり、統計利用者にはインターネットで集計表を公表している。

もし、インターネット環境にない利用者から問合せがあれば、必要に応じて内容を印刷するという対応も可能。また、最寄りの地方経済産業局での入手も可能。

このため、定期刊行物の廃止によって統計利用者の利便性を損なうものではない。

c 現時点の調査票の回収から、審査、集計、公表までのスケジュール実績はどのようになっているか。今回の公表期日の変更（「20日まで」→「下旬まで」）により、実質的に公表日が遅くなる可能性はないか。また、今後、公表を早期化する余地はないか。 (022)

現行の調査票の集計から集計表の公表までのスケジュールは以下のとおり。

- ① オンラインで提出される調査票については、報告義務者から電子申請されたものを当室で回収。郵送で提出される調査票については、地方経済産業局を通じて当室に送付（2週間程度）。
- ② 調査票を委託業者に手交。
- ③ 委託業者において、調査票のエラーチェック及び集計作業。
- ④ 調査票のエラー等のある事業者等に1件1件確認。（③及び④で2週間程度）
- ⑤ 集計表が確定し、HPに掲載。

小売全面自由化に伴い、新規の小売事業者の参入により調査に不慣れな者が新たに報告対象者になることから、提出された調査票を当方が審査するために時間を要するおそれがある。また、調査票及び集計表の形式を変更することで集計作業に時間を要することも想定される。さらに、月によっては公表までの営業日が少ないこともあり、現状においても作業日程が厳しい状況にある。

このような中で適切に集計表を公表するためには、利用者の利便性と照らし併せた上で作業日程を確保することが不可欠と考える。

公表の期日を下旬としても、公表日が必ずしも延期されるものとは限らず、可能な場合は早期の公表を行うことを考えている。

公表の早期化については、小売全面自由化後の新規事業者の参入状況や新しい調査票が報告義務者に浸透する時期等をみながら検討していく。なお、本統計調査は、郵送の他に e-Gov を利用したオンラインでの調査票の提出方法もあり、オンラインの場合は報告義務者から直接当庁に提出されるため、手続の簡素化が図れるという利点もある。



(7) その他<オンライン調査の推進について>

- ・ 最近（3か年度）の調査票の回収状況（回収率、オンライン利用率等）及びオンライン回答を増やすための取組状況は、どのようになっているか。

(023)

近年のオンライン回答率は以下のとおり。なお、本調査の回収率は、いずれも100%である。

直近のオンライン回収率

	都市ガス	簡易ガス
平成 27 年度	61.30%	24.53%
平成 26 年度	60.78%	24.19%
平成 25 年度	59.52%	23.91%

オンライン回答を増やすための取組としては、平成23年に日本ガス協会から会員企業に対して本統計調査に係るオンラインの利用の依頼を行っている。その後、本調査におけるオンライン利用率は様式1において約55%から約63%に上昇しており、本統計調査におけるオンライン回答が促進されたものと承知している。

今後についても、業界団体等を通じて今回の自由化に伴う調査票の見直し内容の周知と併せる等し、オンライン利用の推進を図って行く。

### 3 未諮問基幹統計としての確認

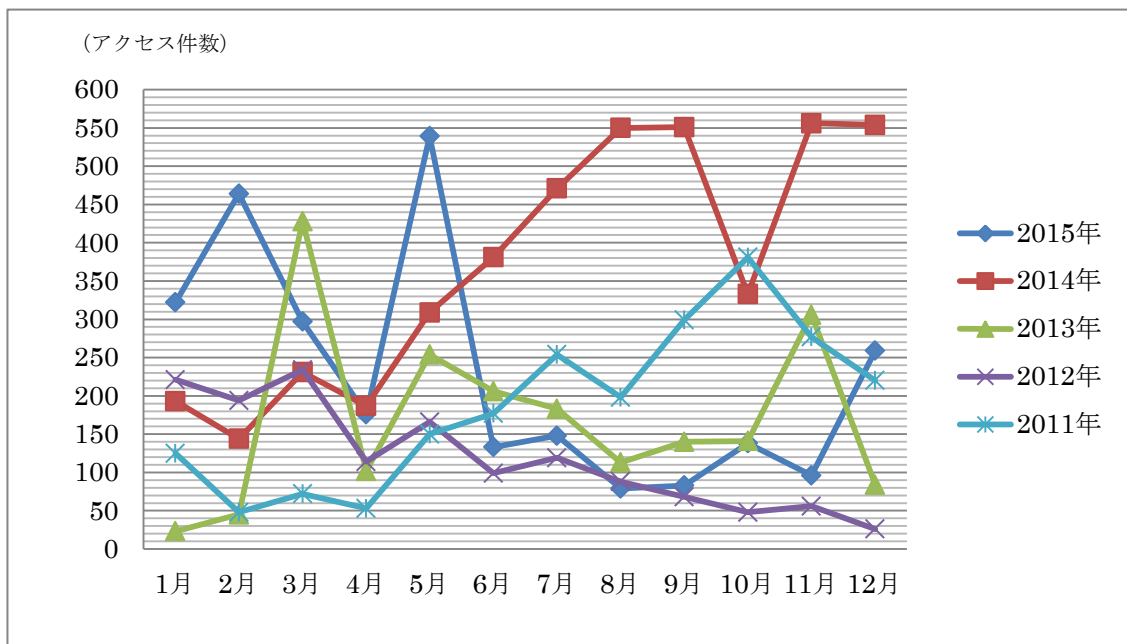
#### (1) 基幹統計としての要件の適合性

諮問の概要」で掲げている利活用以外の利活用実態は、どのようになっているか（e-Stat 等のアクセス件数、二次利用申請件数等）。 (024)

e-Stat の最近のアクセス数は以下のとおり。

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
2015年	322	464	297	176	539	133	148	79	83	138	96	259	2,734
2014年	193	144	231	187	309	381	471	550	551	333	556	554	4,460
2013年	23	45	428	102	254	206	183	113	140	141	306	84	2,025
2012年	221	194	234	114	166	99	119	88	68	48	56	26	1,433
2011年	125	48	72	53	150	177	254	198	299	381	277	220	2,254

表 ガス事業生産動態統計調査の e-Stat アクセス件数（過去5年間）



二次利用実績については、平成 27 年度に日本銀行から企業物価指数作成のため、地方自治体から県内の統計作成のため、として 2 件の申請があった。

その他、全国産業連関表や総合エネルギー統計といった統計調査においても本統計調査の公表結果が利用されている。

## (2) 本調査の実施の必要性

**a ガス事業法に基づく報告徴収と本調査は、ガス事業の実態を把握する上で、どのような役割分担で運用されているのか。** (025)

改正ガス事業法において、報告徴収は第 171 条に規定されている。この報告徴収で調査する内容は、ガス事業法の施行、即ちガス事業の運営の調整、ガスの使用者の利益保護又は保安の確保等の観点から報告を徴収することが必要と考えられるものであり、ガス事業者等に対する監督・規制を適切に実施するために、ガス事業者等から必要な報告を徴収することを目的としている。

一方で、統計を目的として集計値を作成して利用したい場合は統計法に基づいて行うこととしている。

このように、報告徴収規定は、監査等の際に必要なに応じて運用されているものであり、本調査は、ガス業界の生産の実態を明らかにするために行うものであるため、両者の役割分担がなされている。

**b ガス事業法に基づく報告徴収をもって本調査に代替することは困難か。** (026)

改正ガス事業法 171 条の規定で、報告をさせることができる事項には、

- (1) ガスの供給業務の運営に関する事項
- (2) ガス工作物の工事、維持及び運用の保安に関する事項
- (3) 会計の整理に関する事項
- (4) 消費機器の調査に関する業務の運営に関する事項

などを想定しており、具体的には、監査等において上記に関する情報が必要であると判断された場合や、事故等があった場合にその詳細等がある。

仮に、報告徴収の回答内容から法令違反等の事例が見られた場合は、必要に応じて業務改善命令や罰則等を適用することとなる。

本統計調査は、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としており、基幹統計は調査票の本調査の結果を直接の根拠として、改善命令や罰則等を適用することはできない。

報告徴収規定と本統計調査では調査目的が異なるため、本統計調査の内容を改善命令や罰則等を適用することが可能な報告徴収で代替することは適当ではない。

**c 基幹統計調査として、報告義務を課さなければ、調査の目的を達成できないか。** (027)

本統計調査は昭和 26 年より指定統計として報告義務者の理解の下、実施しているところ。一方で、一般ガス事業者、特に簡易ガス事業者においては、小規模の事業者も非常に多く、基幹統計として統計法第 13 条による報告義務が課されていることで回収率が担保されているものとする。

高い回収率によって、ガス事業の生産の実態を明らかにし、ガス事業に関する施策の基礎資料を得るという目的が達成される。

### (3) ガス事業の実態を踏まえた調査体系の見直しの必要性

a ガス事業に関する統計調査の把握状況については、どのようになっているか。(028)

別紙のとおり。

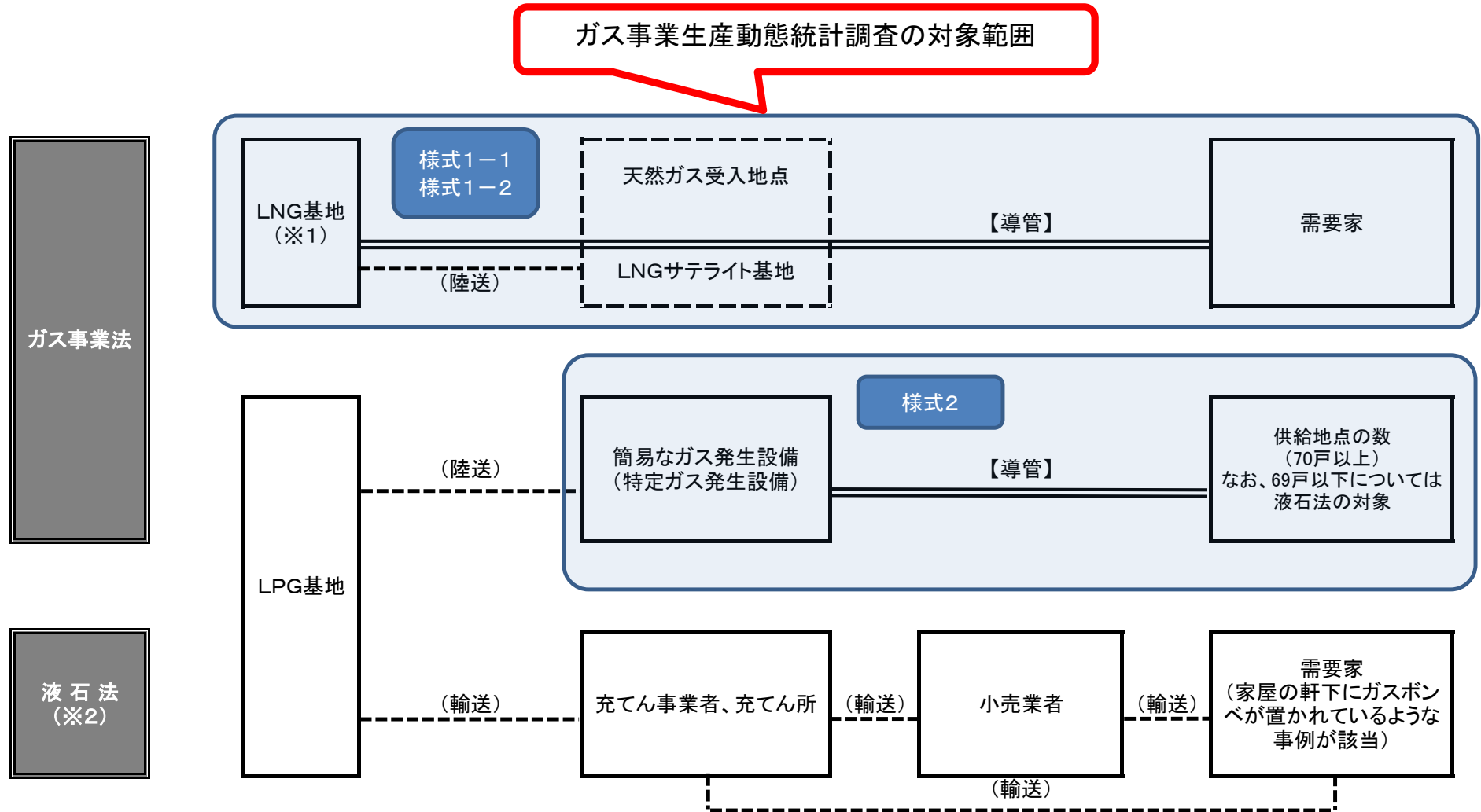
b 液石法に基づくガス事業の実態について、別途把握され、統計化されているか。(029)

経済産業省では「石油製品需給動態統計調査」を実施し、毎月のLPガスの生産・輸入、需要量などの動向を把握している。一方業界団体においても、LPガスの元売り会社等で組織する日本LPガス協会が、毎月事業者から調査を行い、都道府県別の用途別LPガス販売量を調査・公表するなどしている。

c 液石法に基づくガス事業も本調査の対象に加え、本調査を、国内におけるガスの生産・供給を網羅する統計に拡充する可能性はあるか。(030)

当庁としては、「石油製品需給動態統計調査」や先述の業界団体が公表している統計調査等で、政策を企画・立案するために必要な情報を得ており、現時点では調査対象に追加することは考えていない。

ガスの生産・供給の流れとガス事業生産動態統計調査の対象範囲



(※1) ガス製造事業者を除く

(※2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律